



ひこね日和 9

相談できる場



移住コンシェルジュとして「移住フェア」に参加する機会があります。全国の市町村が集まり、移住希望者が相談を行うイベントです。新型コロナウイルス感染症の影響で、現在はオンラインで行われています(写真)。

移住相談をされる方は、まずはその土地の情報収集をしたい人が多く、「地域に関わる仕事がしたい」「古民家に住みたい」「農業をしてみたい」などの相談をよく受けます。

いろいろな地域がある中で、何をきっかけに彦根に興味を持ってくれるかを考えながら、相談者がどういう暮らしをしたいのかを聞き取って、それに合った情報を提供します。

私も実際に埼玉から移住を考えたときに、このようなイベントに参加し、滋賀の話を聞く中で、彦根を知りました。その機会がなかったら、移住していなかったと思うので、相談できる場があって良かったです。

少し昔の自分を思い出して、移住に関する不安がなくなるお手伝いをこれからもしていきたいです。

【彦根市地域おこし協力隊 小林 由季】

確定申告 / 市民税・県民税申告 期限の延長

【申告期限】3月15日(月) → 4月15日(木)まで延長します

確定申告

国税庁では、じゅうぶんな申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図るため、申告所得税(および復興特別所得税)、贈与税、個人事業者の消費税(および地方消費税)の申告・納付期限を4月15日(木)まで延長されることとなりました。

※3月16日(火)以降の確定申告は、市役所では受付できませんのでご注意ください。

詳しくは、彦根税務署にお問い合わせください。

市民税・県民税申告

3月16日(火)以降の申告受付 ※12:00～13:00、土・日曜日、祝日は受付できません。

日程	会場	時間
3月16日(火)～同31日(水)	市役所申告会場 (彦根駅西口仮庁舎4階)	9:00～16:00
4月1日(木)～同15日(木)	税務課窓口 (彦根駅西口仮庁舎3階)	8:30～17:15

郵送での申告にご協力ください!

彦根市ホームページの「市県民税申告書作成および来年度税額の試算コーナー」で、画面の案内に従って金額などを入力すると申告書が作成できます。申告書と添付資料を郵送で提出いただければ、申告会場へお越しいただく必要はありません。



【ご注意】3月16日(火)以降に確定申告書を提出した場合

3月16日(火)以降に提出した確定申告書の内容が、令和3年度市民税・県民税および各種保険料や給付割合などの算定に合わない場合があります。確認次第反映して税額などの変更を行いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。